

## 型式適合認定手数料一覧表

(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の2の3の規定による)

建築物： 建築基準法施行令第136条の2 の11第1号に掲げる建築物の 部分(1型式当たり)	床面積の合計 (㎡)		手数料(円)	備 考
	30㎡以内のもの	30㎡を超え		
	30㎡以内のもの	100㎡以内のもの	31,000	
	30㎡を超え	200㎡以内のもの	45,000	
	100㎡を超え	500㎡以内のもの	62,000	*
	200㎡を超え	1,000㎡以内のもの	78,000	*
	500㎡を超え	2,000㎡以内のもの	100,000	
	1,000㎡を超え	10,000㎡以内のもの	130,000	
	2,000㎡を超え	50,000㎡以内のもの	340,000	
	10,000㎡を超え	50,000㎡を超えるも	570,000	*
	50,000㎡を超えるも		1,110,000	*

\*:h26.4.1改正

### 【既に型式適合認定を受けた型式を変更する場合の手数料】

建築基準法施行規則第11条の2の3第項第三号のイ、ロ、ニに掲げる規定の区分(構造に関する及び防火に関する規定)に応じた下記の割引係数を乗じた額を当該手数料とする。

区分	(一) 構造に関する規定	(二) 防火に関する既定	(α)割引係数	備 考
	法第20条及び令第三章の規定	法第21条から24条、法第25条から法第27条、法第35条の二、法第35条の三、法第三章第五節、令第五章の二から五章の三、令第七章の二及び令第七章の九の規定		
イ	○		3 / 5	
ロ		○	1 / 4	
ニ	○	○	4 / 5	

(算定例.1) 既に型式適合認定を受けた型式(床面積の合計が500㎡)の構造に関する規定を10型式変更する場合

$$78,000 \times 3 / 5 \times 10 \text{型式} = 468,000 \text{円}$$

(算定例.2) 既に型式適合認定を受けた型式(床面積の合計が500㎡)の防火に関する規定を変更する場合

$$78,000 \times 1 / 4 \times 3 \text{型式} = 58,500 \text{円}$$